

公益財団法人ヨネックススポーツ振興財団
2022年度助成事業実施要項

1. 助成事業の交付対象団体

(1) ジュニアスポーツ振興助成事業

- ① 全てのスポーツ競技において、ジュニアスポーツの振興に関する事業を積極的に行い奨励し、または自ら行い、かつ当該団体としての活動を実施している団体を対象とします。

【団体の要件】

- (1) スポーツ振興を主たる目的とする公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人
- (2) 上記以外の団体で、次の要件を備える団体(特定非営利活動法人等)
- ① 定款、寄付行為又はそれらと同等の規約があること。
 - ② 団体の意志を決定し、執行する組織が確立していること。
 - ③ 経理処理能力があり、監査する等の会計組織をもっていること。
 - ④ 団体活動の本拠としての事務所を持っていること。

2. 助成金の交付金額

(1) ジュニアスポーツ振興助成事業(全スポーツ競技)

対象期間内に予定する一つの事業予算の2分の1(上限100万円)以内とします。

但し、同一事業の場合は前後期で分けて申請されても、年間で上限100万円以内とします。

3. 対象となる事業費

原則として、スポーツ事業に必要なすべての経費が対象となります。主に、会場設営費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、スポーツ用具費、講師・審判等への謝礼、旅費等です。但し交際接待費および協賛金的な性格を有するものについては対象外です。

4. 申請手続

「ジュニアスポーツ振興に関する助成金交付申請書」に必要事項をご記入の上、対象団体であることを証明する書類(履歴事項全部証明書の写し又は定款の写し等、前年度事業報告書、前回事業パンフレット等)を添付して申請ください。

※ ホームページ上に定款、事業報告書等が掲載されている場合は省略可。

※ 申請に関しての指定書式は、当財団ホームページの「助成事業」より、最新の申請書等必要な書類をダウンロードし、申請をお願いいたします。

※ 旧書式を使用し申請された場合は、再提出をお願いいたしますので、ご注意ください。

5. 申請期限と交付決定

2021年度は、59団体のジュニアスポーツ振興事業へ交付を決定いたしました。

【2022年度】

- | | |
|----|--|
| 前期 | 対象期間：2022年 4月 1日～9月30日および2022年4月1日からの年間を通した事業
申請期限：2021年12月20日(当日消印有効)
交付決定：2022年 3月 1日頃(予定) |
| 後期 | 対象期間：2022年10月 1日～2023年3月31日の事業
申請期限：2022年 6月20日(当日消印有効)
交付決定：2022年 9月 1日頃(予定) |

6. 審査と結果通知

- (1) 当財団の審査委員会にて厳正なる審査を行い、可否を決定いたします。
- (2) 可否に関わらず申請団体に結果を郵送いたします。なお、可否に係わるお問い合わせは、いかなる場合にあっても回答致しかねますのでご了解ください。

7. 事業完了報告の提出

助成金の交付を受けた団体が助成事業を完了したときは、指定の「ジュニアスポーツ振興に関する助成事業実施報告書」により、事業完了後2ヶ月以内に当財団事務局宛に郵送にて報告してください。

8. 助成金の経理

助成金を受けた団体は、助成事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して助成事業の収支を記録し、その支出内容を証する書類や領収書のコピー等を整備しておいてください。

9. その他

- (1) 助成団体に決定した場合、当財団関連の印刷物・ホームページで団体名・事業名を公表する場合があります。
- (2) 申請書類上の個人情報、助成金審査及び審査結果ならびに当財団からの連絡に使用し、その他の目的に使用されることはありません。
- (3) 申請に際し、当財団ホームページ内の「助成事業に関してのよくあるご質問(FAQ)」もご参照ください。

お問合せ・申請書等送付先

公益財団法人ヨネックススポーツ振興財団 事務局

〒113-8543 東京都文京区湯島3-23-13

TEL: 03-3839-7195

FAX: 03-3839-7196

Email: zaidan@yonex.co.jp